

第7回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成19年2月15日(木)午後1時30分から午後3時50分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

石井精二, 窪田正彦, 原村憲司, 本田貞勝, 山中英子(五十音順, 敬称略)

(庶務)

総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所長あいさつ

(3) 協議

協議テーマ「少年審判の最近の動向について」

ビデオ(標題「少年審判～少年の健全な育成のために～」)を上映した後, 原首席家庭裁判所調査官が統計資料に基づく最近の少年事件の動向について, 玉浦次席家庭裁判所調査官が保護的措置に関する当庁の取組(「万引き被害を考える教室」)についてそれぞれ説明した後, 意見交換が行われた。

(出された意見の要旨 以下, 発言者は, :委員長, :委員, :庶務等で略記する。)

昨年, 第1回目に実施した「万引き被害を考える教室」の様子を見たが, この取組は大変有用だという感じを受けた。裁判官として刑事裁判を担当していた際は, 被告人に刑を言い渡した後は収容施設にお任せという感じがあったが, 犯罪ないし非行に手を染めた少年に対して, 裁判所がこのような働きかけを行うことができるということを初めて知り, 非常にやりがいのある仕事だと思った。少年の場合, 家庭内の問題が影響していることが多いが, この教室では少年の保護者にも同時に授業を受けてもらっており, そういった意味でも大変有用だと感じた。

どのような少年を対象にしているのか。

初犯ないし2回目の少年を対象としている。病院で言えば早期治療に当たると理解していただきたい。あまり非行の進行していない少年を, 初期の段階で正しい方向へ導くための措置である。

最終的な処分を出す前に行うのか。

そうである。したがって, オリエンテーションにおいても, この教室は審判を受ける前の調査の一環として行うということを説明しているし, 二度と非行を起さないために大事なことを学んでもらうための教室であり, 受講中の態度も考慮した上で裁判官が最終的な処分

を決めることになる」と説明している。

年に何回実施しているのか。

2か月に1回の割合で実施している。これまでに5回実施し、のべ50組くらいの少年及び保護者が受講した。

この教室の受講者で再び犯罪を犯した少年はいないのか。

1人いる。家庭内に大きな問題を抱えている少年の場合などは、講習だけでくい止めることはできず、家庭を含めたもっと根本的な教育的指導を継続していかないと防ぐことはできないと考える。

そのような取組は大変有意義だと思う。ただ、現実的にはどうなのだろうか。私は少年刑務所などで行われる受刑者の意見発表会に何度か出席したことがあるが、そこでは、受刑者が反省し、二度と罪を犯さないことを誓うなど、非常に立派な意見を述べている。ところが、実際には再び罪を犯す人が多く、再犯率は50パーセントを超えているという話である。せっかくそのような立派な決意を持って社会に復帰しても、昔の仲間がいて再び犯罪に引き込んでしまうといった現実がある。少年を初期の段階で更生するというのは犯罪の予防措置として有意義だと思うが、再犯率が高いことでもわかるように、少年犯罪の別の部分では、なかなかうまくいっていないのだと感じる。法務省だけで再犯防止に取り組むのではなく、各機関が関連した形で何かできないのだろうかと思っている。

以前、無銭飲食を繰り返す人の事件を扱ったことがあるが、犯罪傾向がそのようになってしまった人を更生させるのは非常に困難だと思う。そこまで陥らないようにするための初期の段階での措置が裁判所でできることであり、後は矯正施設での措置や矯正施設を出た後の社会的な環境の整備、例えば矯正施設を出た人達を受け入れる場所がどれだけあるかとか、崩壊した家庭をどのようにして立ち直らせるかという問題にかかってくると思う。先ほどの次席家庭裁判所調査官の保護的措置に関する当庁の取組の説明の中で、「万引き被害を考える教室」の講師としてふさわしい方を紹介していただけないかという話があったが、それ以外にも初期の段階では、このような対応が効果的ではないかといった御意見があればお聞かせいただきたい。

少年非行を入口の段階で食い止めるというのは非常によいことだと思う。委員から話があったように、社会的な問題とからめて、例えば雇用促進の問題であるとか、いろんな具体的に解決しなければならない問題があるが、一つの機関だけではやれないと思うので、やれることから一つ一つ重ねていくのが大事である。

万引きをした少年だけを対象として講習をするのではなく、こちらから学校へ出かけて行って講義をする、いわば出前講義のようなものをしてはどうか。また、その内容も万引きだけでなく、薬物に関するものを含めたらどうか。

保護観察所では、そのような取組をしているそうである。特に、薬害教育については、学校からの要請があれば、職員が学校に出かけて行って講義をしているという話を聞いたことがある。

弁護士会や司法書士会では、高校生を対象として法教育を行っているが、裁判所でも同様の取組を始めてはどうか。

高校生では法律的なことはあまり知らないということもあると思うので、そのような意味での出前講義を検討する余地はあると思う。

法教育は、高校生というより、もっと低年齢の小・中学生からやらないといけないという話も出ている。

県警などでは、中学生に対する薬物教育をやっているようである。小学生については、他の地域で喫煙についての話をしていると聞いたことがある。

「万引き被害を考える教室」の外部講師から聞いた話では、学校の生徒が直接店に出向いて来て話を聞いていくとか、教員の集まりの会に店長が出かけて行って話をすることがあり、そういった形での活動はかなりやっているということであった。

いずれにしても、そのような所と連携してやっていくことも考えられるのではないかと、いう御提案であるから、人的な手当てが可能かどうかを含めて、今後検討していくこととしたい。

結果の重大性を考えると、通常は万引きなどすることはできない。ところが、最近の少年は、バーチャル化した社会の中で、結果の重大性に対する想像力が欠如しているのではないかと、いう気がしている。心理的なものに対する教育的欠陥があるのではないかと、もう少し遅く、いろんなことが考えられる想像力があれば思いとどまることができたのではないかと、考えることがある。

弁護士会では、数年前から、法教育というものが必要であり、社会的に取り組むべきであるという問題提起をしているが、十分取り組んでいる状況にはない。法教育というのは、法律の教育ではなく、法的なものの考え方というものを学んでもらうことを目的としているが、これは弁護士会だけが取り組むべき問題ではなく、社会全体が取り組むべき問題であって、みんながその認識を深めていかなければならないものである。

その意味では、裁判員制度がスタートするというのは非常によい機会だと思う。裁判員制度がスタートする前の段階であれば、そのような社会教育的な取組が、よりやり易いのではないかと。

(4) 次回のテーマ

次回のテーマについて、特に御意見がないようなので、次回期日前にこちらから再度照会させていただくことにしたい。

(5) 次回の予定

ア 日程

平成19年9月27日(木)午後1時30分から

イ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(6) 閉会

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成19年2月15日現在

長崎県弁護士会所属弁護士	石 井 精 二
長崎地方検察庁検事正	落 合 俊 和
長崎家庭裁判所長	窪 田 正 彦
長崎県精神科病院協会会長	
医療法人友愛会院長	田 川 安 浩
長崎市原爆被爆対策部理事兼 長崎原爆資料館長	中 西 賢 一
長崎家庭裁判所裁判官	原 村 憲 司
元長崎新聞社取締役論説委員長	本 田 貞 勝
長崎純心大学人文学部大学院教授	山 口 康 子
社団法人成年後見センター・ リーガルサポート長崎支部会員	
長崎県司法書士会所属司法書士	山 中 英 子
長崎県男女共同参画推進センター長	山 中 恵 子